

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、わかやま企業成長戦略推進事業費補助金交付要綱に基づいて、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下、「財団」という）が実施する専門家派遣事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条に規定する中小企業者及び創業を目指す個人をいう。

(事業の目的)

第3条 専門家派遣事業は、経営の向上を図る中小企業者等が抱える経営、技術、人材、情報化等の問題点に対して財団が民間の専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、創業や経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(専門家派遣企業の募集及び選定)

第4条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、診断助言を希望する中小企業者等を募集し、中小企業者等から専門家派遣要請書（別記第1号様式）を提出させ、以下のアからウまでのすべての要件に合致する内容であるかどうか検討し、必要に応じて現地調査等によりヒアリングを行い、別紙1ヒアリング報告書を作成のうえ、専門家派遣事業審査委員会により中小企業者等を選定する。

ア 創業又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者等であること。

イ 創業又は経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。

ウ 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(専門家の募集・登録)

第5条 専門家の募集は、原則として公募とし、多岐にわたる課題に対応できるよう中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、社会保険労務士、大学関係者、企業経営者、技術者等の実務経験者等幅広い分野の専門家を募集する。

2 理事長は、専門家から専門家登録申請書（別記第2号様式）を提出させこれに基づき、必要に応じて専門家と面談を行い、別紙2新規登録面談シートを作成のうえ、登録を行い名簿を作成する。

3 登録されていない専門家を中小企業者等が希望した場合、又は、理事長が特に必要と認めた場合は、その専門家を前項第2項の登録手続きにより、随時登録できるものとする。

4 登録期間は2年以内とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、更新できるものとする。

(専門家の派遣)

第6条 理事長は、選定された支援対象者の支援を求める内容に応じて、単独又は複数の専門家に診断助言による支援を行うことを依頼する。

2 中小企業者等は、原則として登録された専門家の中から専門家を指定できることとするが、中小企業者等に専門家について知見がない場合は、財団は登録されている専門家の中から支援要請の内容に合致した専門家を紹介することとする。

3 財団は、専門家の紹介に当たって、必要に応じて、専門家と支援を求める中小企業者等との具体的支援内容についての事前打ち合わせ（以下「マッチング」という。）を行うものとする。

4 理事長は、支援を求める中小企業者等の概要、支援を求める具体的内容を専門家に示し、専門家から診断助言計画書（別記第3号様式）を提出させるものとする。

5 理事長は、選定された支援対象者の同意書（別記第4号様式）を得た後、専門家を派遣する。

6 専門家の派遣に当たっては、1企業（組合）に対する派遣回数の上限を1事業年度内で10回以内とし、かつ派遣総時間数の上限は30時間以内として派遣する。

(報告書の提出)

第7条 理事長は、専門家から本事業にかかる派遣ごとに、専門家派遣報告書（別記第5号様式）を派遣した月の末日又は年度末日のいずれか早い日までに提出させるものとする。

2 理事長は、専門家及び専門家の派遣を受けた中小企業者等から本事業にかかる診断助言の支援が終了した後速やかに、専門家派遣業務報告書（別記第6号様式）及び専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書（別記第7号様式）をそれぞれ提出させるものとする。

(専門家の診断助言経費等)

第8条 専門家の派遣に当たり、支払う経費は謝金及び旅費（以下「診断助言経費」という。）とし、前条第2項の規定に基づく専門家派遣業務報告書及び請求書が提出された後、全派遣事業分を一括で支払うものとする。

2 マッチングに当たり、支払う経費は旅費とし、マッチングに出席した専門家より請求書が提出された後、支払うものとする。

3 理事長は、専門家の派遣を受けた中小企業者等に、診断助言経費（ただし、旅費を除く）の3分の1相当額の負担を求め、理事長が発行する請求書により徴収するものとする。

4 診断助言経費について、謝金は財団講師謝金等支給基準に定める額を、旅費交通費については財団給与規定等第16条に定める額をそれぞれ支給する。

(専門家の守秘義務)

第9条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(事後評価及び効果の確認)

第10条 財団は、第7条で提出された報告書等により支援の内容について評価を行うとともに、一定期間経過後に支援対象者に対してヒアリングを行う等により、随時事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

第11条 財団は、本事業による支援を得て経営革新等を行い経営の向上を図った事例のうち、支援効果が確認できた案件について、支援を受けた中小企業者等の了解を得てインターネット等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、中小企業等の啓発に努めるものとする。

(辞退)

第12条 第4条により専門家派遣要請書を提出した企業が辞退を希望する場合は、専門家派遣事業要請取下げ書(別記第8号様式)を、財団に提出するものとする。また、専門家が辞退を希望する場合は専門家辞退届(別記第9号様式)を財団に提出するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。